

# 「政務活動費の手引」改訂案に対する 法律の専門家への照会結果について

■議会改革推進会議の進捗状況を踏まえ、改訂第3校案について、以下のとおり法律の専門家に意見を聴取した。

意見聴取先：県総務課法制係 片山法務官（弁護士）

## ◆手引案について

### ①年度区分の原則について（3ページ）

充当できる経費は当該年度の政務活動として要した経費とあるが、この表記では、例えば3月分を5月に支払ったケースでは充当することができなくなる。年度区分の判断について条例・規則が変わっていないのであるから、この表記は必要ないと考える。よって「政務活動費を充てることができる経費は当該年度の政務活動として要した経費である。」の記載は削除してもよいと考える。

### ②要請陳情等活動費（10ページ）

赤字の「調査研究費と同じ」は削除。

### ③賃貸を業としている法人について（12ページ）

「不動産の賃貸を業としている法人」と修正。

「賃貸を業とする法人」とは「登記の目的欄に不動産の賃貸と記載されていること」など、判断が明確になるような注記を入れておくほうが良いと考える。

### ④賃借料の按分について（12ページ）

「事務所の賃借料は使用実態による充当。政務活動に要した時間や使用面積等により、使用実態を文書で明確に説明できる場合に限る。」

↓下記のとおり変更。

「事務所の賃借料は政務活動に要した時間や使用面積等による使用実態を文書で明らかにし、適切に充当する。」

## ◆第三者機関の報酬について

地方自治法上、議会は付属機関を設けることができず、地方自治法204条第3項も適用できないので、第三者機関の学識者の報酬を条例で定める必要はないと考える。他の議会と同様に条例において第三者機関の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が定めるとし、報酬等は要綱で定めることが適切であると考えます。